

県央県南広域環境組合建設工事の予定価格等の決定等
に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県央県南広域環境組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札の透明性を図るため、予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理を行うための手続について定めるものである。

(対象工事)

第2条 この要綱を適用させる対象工事は、組合が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数（以下「ランダム係数」という。）を使用して算定する方法をいう。
- (2) 設計金額とは、設計書、仕様書等によって算出された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (3) 予定価格とは、県央県南広域環境組合契約規則（平成11年県央県南広域環境組合規則第8号。以下「契約規則」という。）第7条に規定する予定価格をいう。
- (4) 最低制限価格とは、契約規則第10条に規定するものをいう。
- (5) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (6) 最低制限設計価格とは、最低制限基本価格の算出の基

礎となる価格をいう。

(7) 予定価格等とは、予定価格及び最低制限価格をいう。

(8) 事前ランダム化とは、第6条に規定する方法により、最低制限基本価格を算定することをいう。

(9) 公開ランダム化とは、第8条に規定する方法により、予定価格等を算定することをいう。

(公開ランダム化の事前告知)

第4条 管理者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより事前に告知しなければならない。

(1) 一般競争入札 入札公告に記載する。

(2) 指名競争入札 入札執行通知書(県央県南広域環境組合工事執行規則(平成11年県央県南広域環境組合規則第9号。以下「工事執行規則」という。)様式第3号)に記載する。

(価格決定者)

第5条 最低制限基本価格の決定は、管理者又は県央県南広域環境組合事務決裁規程(平成23年県央県南広域環境組合訓令第3号)別表第2の予定価格の決定権者(以下「管理者等」という。)が行うものとする。

2 最低制限価格の決定は、当該入札の入札執行者が行うものとする。

(事前ランダム化の方法)

第6条 管理者等は、入札前までに、別に定める方法により算出された最低制限設計価格に、ランダム係数(以下「事前ランダム係数」という。)を乗じて最低制限基本価格を決定し、予定価格調書(基本)(様式A)を作成した後、予定価格調書(基本)用封筒(様式B)を使用し、封書にしておくものとする。

2 前項で使用する事前ランダム係数の変動範囲は、別表 1 によるものとし、個別の入札案件における事前ランダム係数の公表は行わないものとする。

(公開ランダム化の告知及びランダム性の確認)

第 7 条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

2 入札参加者のうち希望者に対しては、職員のパソコンの操作により、ランダム係数が無作為に動作することの確認を行うものとする。

(公開ランダム化の方法)

第 8 条 最低制限価格は、入札会場においてランダム係数(以下「公開ランダム係数」という。)を使用するものとし、管理者等が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、別表 2 によるものとする。

(最低制限基本価格の確認)

第 9 条 入札執行者は、第 6 条に規定する最低制限基本価格をランダム化するパソコンに入力し、パソコン画面に表示された最低制限基本価格と当該工事の予定価格調書(基本)の最低制限基本価格が同一であることを確認しなければならない。

(公開ランダム化の宣言及び実行)

第 10 条 入札執行者は、入札会場において、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言し、公開ランダム化のため、パソコンで所要の操作を行い、公開ランダム化の実行を行う。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を、入札者に口頭により公表するものとする。

(予定価格等の決定)

第11条 入札執行者は、前条の結果に基づき算定された予定価格等を、パソコンにより予定価格書（工事執行規則様式第1号）に印字記入し、記名押印の上、決定しなければならない。

(予定価格等の公表)

第12条 開札後、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、入札執行者は、入札会場において前条の予定価格等及び第6条の最低制限基本価格を公表するものとする。ただし、入札が不調に終わり、落札者等がないときは公表しない。

(パソコン等の障害時の対応)

第13条 入札執行者は、第10条に規定する宣言後において、最低制限価格の公開ランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者は、パソコン等の故障等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合は、予定価格調書（基本）に記入している最低制限基本価格を最低制限価格とすることができる。

3 入札執行者は、第10条に規定する宣言後において、最低制限価格の公開ランダム化が行われ、最低制限価格が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合は、パソコン画面上の予定価格等を、パソコン等のトラブルに備え準備する予定価格調書様式（白紙）に、手書きにより記入するものとする。

4 入札執行者は、第10条に規定する宣言後において、最低制限価格の公開ランダム化が行われ、最低制限価格が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格調書への印字又は手書きによる記入をすることなく、最低制限価格に係る事項が消滅した場合は、再度、最低制限価格の算定手続を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 1

第 6 条 第 2 項 に 規 定 す る 事 前 ラ ン ダ ム 係 数 の 変 動 範 囲

事前ランダム係数の変動範囲	
事前ランダム化により決定する価格	最低制限基本価格
係数の範囲	$1.0000 \leq 1.0100$

別表 2

第 8 条 第 2 項 に 規 定 す る 公 開 ラ ン ダ ム 係 数 の 変 動 範 囲

公開ランダム係数の変動範囲	
公開ランダム化により決定する価格	最低制限価格
係数の範囲	$1.0000 \leq 1.0100$

予 定 価 格 調 書 (基 本)

工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格	下記入札書比較価格の 110/100 に相当する額 (円未満の端数切捨て) (入札書比較価格 円)
最低制限基本価格	下記入札書比較価格の 110/100 に相当する額 (円未満の端数切捨て) (入札書比較価格 円)
上記のとおり決める。 年 月 日 職 氏 名 ⑩	

様式 B（第 6 条 関係）

予定価格調書（基本）用封筒

工事番号 _____

工事名 _____

予 定 価 格 調 書（ 基 本 ）

県央県南広域環境組合

- 備考
- 1 封筒の大きさは、標準規格長 3 を使用すること。
 - 2 作成者は、封印を押すこと。